

2022年1月13日

各位

九州植物検疫協会

台湾産の *Tomato mottle mosaic virus* 宿主植物への対応について

当協会の運営に関して、平素より格別のご支援・ご協力を賜り、御礼申し上げます。

昨年4月15日及び5月21日、当協会より、台湾から輸入される *Tomato mottle mosaic virus* (以下、ToMMV) の宿主植物種子における暫定的な措置の実施における関連情報をお知らせしたところです。

標記に関して、今般、農林水産省消費・安全局植物防疫課から(一社)全国植物検疫協会事務局に対して、昨年11月26日、輸入検査において台湾産トマト種子からToMMVが検出された事例を受け、台湾側に対して、令和4年1月16日以降、同地域産の規則別表二の二の四十一項に掲げる植物について、同項に基づく精密検定の実施及び検査証明書への追記を要請した旨の連絡がありましたので、お知らせします。

これに伴い、令和4年1月16日以降に発行されたToMMVに係る追記がされていない検査証明書を添付した対象植物が輸入された場合は、廃棄又は返送の措置となり、令和4年1月15日までに発行された検査証明書にToMMVに係る追記がない場合については、引き続き、輸入検査時に精密検定が実施される対応となります。

なお、台湾産の対象植物を第三国から輸入する場合についても、当該対応の対象となるため、台湾又は再輸出国において規則別表二の二の四十一項に基づく精密検定の実施及び検査証明書への追記が必要となることを申し添えます。